

厚生労働省医薬・生活衛生局食品基準審査課
新開発食品保健対策室 御中

ゲノム編集技術応用食品等の食品衛生上の取扱要綱及び届出に係る意見

生活協同組合パルシステム神奈川ゆめコープ

理事長 藤田 順子

私たち生活協同組合パルシステム神奈川ゆめコープは「生命を愛^{いのち}しみ、自立と協同^{いつく}の力で、心豊かな地域社会を創り出します」を理念に掲げ事業と活動に取り組んでいます。

パルシステムでは、遺伝子組換え作物による環境への影響の懸念等を踏まえて、遺伝子組換え技術で生産された作物およびそれを主原料として使用された食品は原則として取り扱わないことを方針化するとともに、現行の表示制度における対象外の商品についても遺伝子組換え作物の使用を副原料まで確認して組合員に開示しています。ゲノム編集技術によって得られる生物も遺伝子組換え作物と同様な環境への影響等が懸念されることから、ゲノム編集技術応用等の食品衛生上の取扱要領及び届出に係る事項について以下意見します。

記

1. ゲノム編集技術応用食品及び添加物の食品衛生上の扱いは、全て組換え技術と同様の扱いとすることを要望します。

(意見の理由)

ゲノム編集技術応用食品及び添加物の食品衛生上の取扱要綱(案)では、「最終的に、外来の遺伝子及びその一部を含む場合は組換え DNA 技術に該当するものとする」としてありますが、カルタヘナ議定書は、現代のバイオテクノロジーの急速な拡大及び生物多様性への悪影響に対する公衆の懸念の増大等、予防的な取組方法を踏まえ採択されています。新形質を作出する速度を飛躍的に高める可能性のある技術は、宿主ゲノムへ外来の遺伝子を含まない場合でも法の規制対象とすることが妥当であり、我が国の食品衛生法においても、公衆衛生の見地から必要な規制、その他の措置を講ずることとされています。遺伝子組換え技術と同様の規制対象とすることを要望します。

2. ゲノム編集技術応用食品の安全性審査、届出は任意ではなく必須とすることを要望します。

(意見の理由)

ゲノム編集技術応用食品の安全性審査及び届出は、「任意に諮問が必要と判断」された場合だけでなく、遺伝子組換え技術と同様に予防的取り組みの観点から、市場に流通する前に一定の食品健康、環境影響評価等、安全性審査を必須とすることを要望します。

以上